

「第11回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

(令和2年7月10日開催)

【知事の指示事項等】

緊急事態宣言が解除されてから、1か月半が経過しました。

この間、県民の皆様の「新しい生活様式」の実践などにより、千葉県における新型コロナウイルス新規感染者数は、4月の終わりから約2か月にわたり、ゼロや一桁で推移していましたが、最近では感染者数が二桁の日もあり、新たにクラスターも発生しました。

また、東京都では、新規感染者数が100人を超える日が続く中、昨日は200人を超えており、本県でも、東京に隣接している東葛地域の感染者が県全体の約7割となっており、強い危機感を持っているところです。

本日は、県内の感染状況等を踏まえ、特措法に基づく協力要請や、今後を見据えた医療提供体制の整備等について、協議することとします。

<再度の協力要請等の判断基準の見直しについて>

今後は、見直し後の指標の数値に基づき、県民・事業者の皆様への各種協力要請や医療提供体制の整備等の内容を検討していくこととします。

<特措法に基づく協力要請について>

本日から、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、会議資料のとおり、協力を要請することとします。

<医療提供体制等について>

健康福祉部においては、今後の感染拡大に備えた、必要な医療提供体制を確実に整備するよう、指示します。

<知事から各部局庁に対する指示事項>

各部局においては、本日決定した事項について、県民の皆様や関係団体等に速やかに周知するよう、指示します。

また、引き続き、「新しい生活様式」の普及に努め、一人ひとりが責任と自覚を持って行動することを促すなど、感染拡大防止に努めるとともに、社会経済の活動レベルの引き上げが図られるよう、それぞれの立場から取組を進めてください。